

令和6年4月30日

川西市総務部職員課

川西市職員の懲戒処分等について

令和6年4月30日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

被処分者は、令和6年4月1日付けで、研修のため国の機関に1年間の派遣を命じられた（以下「本件派遣命令」という。）。

しかしながら、被処分者は、市が用意した居住物件に入居したところ、当該物件には煙草の残り香が充満し、かつ、換気扇には埃が堆積しているなど、物件のハウスクリーニングが不十分であることが明らかな状態であって、研修を継続できる状態ではないと主張して、研修の中止を申し出た。

これを受け、市は、新たな物件を用意するとともに、入居可能となるまでの間は宿泊用のホテルを準備するなど、その時点で取りうる対策を講じて研修継続に必要な体制を整え、被処分者に対して再三にわたり研修の継続を命じたが、被処分者は、市に対し、生活の基盤となる居住環境がなく、もはや研修の続行が不可能になったとの見解を展開し、処分を受けても構わないとまで言って研修を中止したいと主張し続けた。また、派遣初日である4月1日には、執務時間中であるにもかかわらず、本市職員に対して自身の主張を伝えるための電話をかけ、長時間にわたり派遣先の本来業務に従事しなかった。さらには、正当な許可を経ることなく国の機関に対してまでも直接研修中止を求めるなどの行為に及ぶに至った。

以上の経緯から、市は、当該職員はもはや研修を続行する意欲を失っており、本件派遣命令に従う意思が全くないものと判断せざるを得なくなった。

被処分者による一連の行為は、居住物件に不服があるとはいえ、代替手段は講じられ、研修が継続できる状態であったにもかかわらず、本件派遣命令に正当な理由なく違背し、派遣先での職務に従事することを拒否するものである。被処分者は、かかる職務命令違反によって、国の機関の業務体制に支障を生じさせるとともに、市の公務にも重大な影響を及ぼしたことから、懲戒処分に処するを相当とするものと認められる。

また、本件は、当該職員から、居住が不可能である旨の申告があったことに端を発している。労働環境を整える職務を司っていた総務部の部長級職員について、以後かかることのないよう訓告した。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
都市政策部 (現：総務部)	一般職員	20歳代 (女性)	R6.4.30	戒告

3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
総務部	部長級	50歳代 (男性)	R6.4.30	文書による訓告

【問い合わせ先】
総務部職員課
電話 072-740-1142